

野良猫の繁殖制限事業補助要綱

(趣旨)

第1条 野良猫の増加を防止し、野良猫による地域の環境被害の解消及び動物愛護思想の浸透を図るため、野良猫に去勢手術又は不妊手術（以下「去勢手術等」という。）を受けさせるために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金の対象とすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 特定の所有者のない、地域で放らうしている猫をいう。
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、野良猫をいう。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、去勢手術等の徹底、周辺美化などの地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫をいう。

(補助対象者)

第3条 野良猫を地域猫として、飼養及び管理を目指す上田市内の自治会及び団体等（以下「自治会等」という。）

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費は、長野県動物愛護会上小支部（以下「愛護会」という。）が指定する獣医師が行う去勢手術等に要する経費とし、補助率は10分の10以内とする。

(補助申請)

第5条 自治会等は、野良猫の去勢・不妊手術費補助申請書（様式第1号）を、愛護会に申請しなければならない。

(補助金の支払)

第6条 愛護会は、手術実施獣医師に対し、実施頭数に応じて半期ごとに補助金を支払う。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日改定、施行。

2022年度 バースコントロール（野良猫の繁殖制限）事業実施要領

1 目的

野良猫による環境被害が起きている地域において、野良猫の不妊化手術を行うことにより繁殖を防ぎ、環境被害の解消を図る。

2 主催

長野県動物愛護会上小支部

3 協力

上田市

4 実施方法

- (1) 野良猫による環境被害の苦情のある地域の自治会及び団体等（以下「自治会等」という。）が、地域の合意に基づき、野良猫の去勢・不妊手術費補助申請書を上田市に提出する。
- (2) 手術日程について担当理事が実施獣医師及び自治会等と調整を行う。
- (3) 自治会等及び個人管理者介在のもと、実施獣医師が不妊化手術を行う。
- (4) 自治会等は、地域で定めたルールに基づき、地域猫の飼養管理を行う。
- (5) 自治会等は、補助申請を行った年度から起算して5年度を経過するまでの間、野良猫の管理及び去勢・不妊手術実績報告書（様式第2号）を上田市に提出しなければならない。

5 実施獣医師

趣旨に賛同する動物愛護賛助会員で、オス 8,800 円、メス 16,500 円を上限とした費用で野良猫の不妊手術を請負うことができる病院。

6 補助を受けることのできる者

野良猫を地域猫として、飼養及び管理を目指す上田市内の自治会及び団体等

7 補助対象期間

4月1日～翌年3月31日の間に実施した手術

8 補助金額

補助金額は、上田市の助成金の範囲内とし、1匹について、オス 8,800 円、メス 16,500 円を上限とした費用に対し10分の10以内を補助する。

9 実施獣医師の手続き

- (1) 事前に担当理事と手術日程の調整を行う。
- (2) 野良猫持込時に「野良猫の繁殖制限補助事業実施記録簿」（別紙）（以降、「記録簿」とする。）を記載させる。
- (3) 記録簿に基づき、手術を実施する。なお、手術費用については実施獣医師が一時的に負担する。
- (4) 記録簿に基づき、毎月10日を目処に、先月の実施頭数を上田市に報告する。